

第3章 自殺予防のための校内体制

子どもは、毎日の生活時間の多くを学校で過ごしています。そのため、学校が子どもの抱える問題にはじめて気づく場となることも少なくありません。自殺予防においても、子どもが深い悩みや苦しみを抱えたときに「助けて」と訴えることができ、その救いを求める叫びを受けとめる関係と仕組みが学校の中に作られていることが望まれます。

一口に自殺予防と言っても、大きく3つの段階に分けられます(図表3-1)。自殺を未然に防ぐための日常の予防教育などの「予防活動」、自殺の危険に早く気づき対応する「危機対応」、不幸にして自殺が起きてしまったときの「事後対応」の3段階です。

子どもの自殺を防ぐための校内体制を日頃からどう築いていくか、自殺の危険が高まった場合に組織的対応をあらかじめどのように準備し、どう進めていくか、ということについて考えてみましょう。

1 子どものSOSに気づく校内体制：子どもの救いを求める声をひろいあげるにはどうしたらよいのでしょうか？

子どもの自殺の危険を察知するのは、本人の訴えはもちろんですが、一番身近にいる保護者や友人、学校においては学級担任や関係する教職員の気づきからです。いつでも、どこでも子どもの声に気づくことができる校内体制をつくりましょう。

図表 3-1 学校における自殺予防の3段階

段階	内容	対象者	学校の対応	具体的な取組例
予防活動	自殺予防教育や子どもの心の安定	全ての児童生徒	日常的教育相談活動	・生と死の教育 ・心理教育 ・相談週間 ・アンケート など
危機対応	自殺の危険の早期発見とリスクの軽減	自殺の危険が高いと考えられる児童生徒	校内危機対応チーム(必要に応じて教育委員会への支援要請)	・緊急ケース会議(アセスメントと対応) ・本人の安全確保とケア
	自殺未遂後の対応	自殺未遂者と影響を受ける児童生徒	校内危機対応チーム(必要に応じて教育委員会への支援要請)	・緊急ケース会議 ・本人および周囲の児童生徒へのケア
事後対応	自殺発生後の周囲への心のケア	遺族と影響を受ける児童生徒	校内危機対応チーム、教育委員会、関係機関による連携	・ケア会議 ・周囲の児童生徒へのケア ・保護者会

1) 相談しやすい雰囲気づくり

保健室や相談室を、どの子どもも気軽に来室できる場所にしたいものです。そのためには、すべての子どもを対象に健康教育や心理教育（ストレスマネジメントやソーシャルスキルトレーニングなど）を学級活動や道徳、総合的な学習の時間などで実施し、日頃から保健室や相談室の担当者の人となりを知っておいてもらう工夫があるとよいでしょう。また、教育相談週間を設けて子どもが先生と話しやすい雰囲気を作ったり、アンケートを実施して子どもや保護者の率直な声が学校に届くようにすることもひとつの方法です。

2) 言葉にならない声への気づき

子どもの心の変化や危機に、ちょっとした子どもとのやりとりや同僚との何気ない会話を通して気づくことは少なくありません。表面に現れた行動の背後にある心の動きを敏感にとらえ、学年会や教育相談部会などで情報を共有する時間を確保したいものです。

3) 多角的な視点を生かした子ども理解

子どもの救いを求める声に気づき手を差し伸べることができるのは、教師やスクールカウンセラーばかりではありません。子どもの問題に最初に気づくのが、図書館司書や事務職員、用務員、給食調理員などの学校職員のこともあります。

多角的な視点から子どもを理解しきめ細かい対応を行うために、「学校全体で子どもを教育している」という認識を常に持って、情報を共有できる体制を作ることが大切です。

2 自殺予防のための教育相談体制：自殺予防のための校内体制は新たにつくらなければならないのでしょうか？

自殺予防は、校内の教育相談体制を基盤に専門機関の協力を得ながら、全教職員によって組織的に進めることではじめて可能になります。そのためには、学校として自殺予防を進めるうえでの共通理解を図るとともに、校務分掌や教育相談体制の見直しを行うことが求められます。

1) 教職員等の役割分担の明確化

自殺予防の視点から、校務分掌における教職員ひとりひとりの役割を明確にしておく必要があります。

自殺予防に関する教職員等の役割の具体例を、**図表3-2**に示しておきます*1。「学校として子どもをどう育てるのか」という目標を共有したうえで、お互いの役割や立場を認めあい、補いあうなかで連携を進めていくことが、組織を機能させる重要な要因です。

2) 教育相談体制を見直すためのチェックポイント

ほとんどの小・中・高等学校に、児童・生徒指導部（委員会）や教育相談部（委員会）など、子どもが悩みや問題を抱えたときに対応するための組織がすでに存在しています。新たな校内体制を作るよりも、これらの組織を自殺予防の視点から見直し、既存の教育相談体制

*1 愛媛県教育委員会：愛媛県 学校安全の手引、2003 を参考に作成。

図表3-2 自殺予防に関する教職員等の役割例

管理職 (校長・副校長・教頭)	<p>〈学校のリーダーとしての適切な指示と全体の把握〉</p> <ul style="list-style-type: none"> a 人的配置も含めた自殺予防など危機対応システムの統括 b 子どもや教職員の心の健康状態の全体像の把握 c 専門機関等との連絡・協力体制の統括 d 教育委員会、近隣の学校との連携 e マスコミ・保護者対応
学級担任	<p>〈主として学級における生徒の実態把握と信頼関係に基づく関わり〉</p> <ul style="list-style-type: none"> a 子どもの心身の健康状態の観察および行動観察による自殺の危険の察知 b 危機予防の視点も含めた日常における教育相談的関わり c 保護者との連携、情報の交換
生徒指導主事（担当者）	<p>〈いじめ・不登校・自殺未遂などの問題行動等に対する予防と対処〉</p> <ul style="list-style-type: none"> a 生徒指導方針の立案および生徒指導計画の策定・推進 b 自殺未遂も含めた子どもの問題行動等、生徒指導に関する情報提供 c 問題を抱えた子どもに関する情報や資料の集約
教育相談主任（担当者）	<p>〈教育相談活動を円滑に進める校内体制の確立〉</p> <ul style="list-style-type: none"> a 問題事象の把握と教育相談体制の確立、関係機関との連携 b 自殺予防のための校内体制推進における連絡・調整（コーディネーター） c メンタルヘルスや自殺も含めた心の危機についての理解の促進 d 子どもを対象とする心理教育の企画と実施（自殺予防、ストレスマネジメントなど）
保健主事 養護教諭	<p>〈健康・保健に関する専門的立場からの対応〉</p> <ul style="list-style-type: none"> a 保健室・養護教諭の特性をいかした健康相談・保健指導 b 子どもの行動観察と相談活動における分析資料の提供 c 心身の健康に関する調査の企画と実施 d 自殺予防も含むメンタルヘルスを考えた健康教育の実施 e 危機を感じたときの医療・保健機関との連携
スクールカウンセラー (配置されている学校の場合)	<p>〈子どもへのカウンセリングと教職員へのコンサルテーション〉</p> <ul style="list-style-type: none"> a 自殺の危険が高いなど心の危機にある子どもへのカウンセリング b 問題事象の理解や対応方法についての教職員や保護者に対する助言 c 教職員のメンタルヘルスの促進 d 連携すべき専門機関についての情報提供
学校医	<p>〈医療に関する専門的立場からの対応〉</p> <ul style="list-style-type: none"> a 健康診断結果をもとにした子どもの心身の状況に対する全体的把握 b 心身の不調を訴える子ども理解についての助言や情報提供 c 自殺予防も含む心の健康相談 d 養護教諭と連携した健康教育活動への積極的参加

が自殺予防のために機能するようにしたいものです。^{※2}

a. 問題に気づいた人が、問題を全体に投げかけられる雰囲気がありますか？

子どもの問題に気づいた人が、職員室の近くの席の人同士で気づいたことを話し合ったり、学年会や職員会議で話題として取りあげるような雰囲気があることが大切です。

b. 教育相談担当者と養護教諭が連携の中心になっていますか？

教育相談担当者と養護教諭が連携して、日常の子どもの生活状況や心身の問題についての理解を進めることが大切です。とくに、心の揺れや不安が大きい入学直後や卒業前などの移行期においてはきめ細かく関わり、心の健康について十分な注意を払ってください。

c. 教育相談担当者と生徒指導担当者との連携はとれていますか？

反社会的な問題行動を示す子どもの背後にも自殺の危険は潜んでいます。心の危機が外向化するか内向化するかは紙一重です。生徒指導部と密接に連携し、積極的に関わる必要があります。

d. 一人で抱え込まずに、チームで支援する体制になっていますか？

自殺のような深刻な問題には単独の力で立ち向かうことはできません。自殺の危険が高い子どもをひとりで抱え込むのではなく、チームで組織的に対応することによって、より安全で丁寧な関わりが可能になります。深刻で複雑な事情が絡み合い周囲も混乱に巻き込まれやすいので、子どもに直接かかわる人が孤立しないようにしましょう。

e. 話し合いが継続的に行われるようなシステムができていますか？

定期的に生徒指導連絡会や情報交換会などを実施し、管理職・生徒指導主事（担当者）・教育相談主任（担当者）・学年主任・養護教諭などで情報の共有を図りたいものです。日頃からの連携がいざというときのスムーズな動きにつながります。また、話し合いの結果を具体的な支援につなげ、その経過や成果を多くの人に伝えることも大切です。できるだけ対応の経過を記録に残し、学年の移行期にはしっかりと引き継ぎを行いたいものです。

f. 事例検討会を実施していますか？

自殺に関する問題意識を校内で共有するためには、できるだけ定期的に事例検討会を実施し、子ども理解と問題への対応についての検討を重ねることが大切です。さらに、そこで得られた理解や対応を記録して具体的なマニュアルづくりにつなげていくことが、自殺予防における組織としての対応力を高めることとなります。

g. スクールカウンセラーや学校医との連携はとれていますか？

スクールカウンセラーや学校医は専門家として、教員とは異なる枠組みや人間関係で子どもと関わるができます。日頃から子どもたちが心を許して相談できる存在として、また自殺などの危機対応においては心のケアを行う中心として校内体制に位置づけ、十分

※2 神奈川県立総合教育センター：教育相談コーディネーターハンドブック、2006 を参考。

な連携を図ります。可能であれば、情報交換会や事例検討会に参加してもらおうとよいでしょう。学校医として（児童）精神科医や心療内科医を位置づけることも今後の課題です。

h. 学校内だけで対応するのではなく、専門機関を積極的に活用していますか？

子どもの問題が深刻化、多様化していくなかで、学校・家庭・地域が一体となって子どもへの支援を進める必要性が高まっています。日常的に子どもと直接関わっている学校が中心となって、地域の専門機関との連携を進めていきたいものです。そのためには、お互いが「顔見知りの関係」になっておくことが大切です。この点については第4章で詳しく取りあげます。

3 危機対応のための校内体制：自殺の危機に際して混乱しないようにするにはどのようにしたらよいのでしょうか？

自殺に限らず、死亡事故や事件、災害などの重大事象が発生した場合には、校長のリーダーシップのもと、教育委員会や専門家のサポートを受けながら、全教職員の力を結集して対応する必要があります。

一方、子どもが遺書を残して行方不明になったり、深刻な自傷行為に及んだりといった状況は、自殺やその他の重大な危険行為の「予兆」段階にとらえ、危険度に応じた対応を行うこととなります。

不幸にして自殺が起きてしまったときの対応については第5章を参照してください。ここでは、自殺の危険が高まった場合、および自殺未遂への対応について説明します。

1) 校内における「危機対応チーム」

自殺の危機に備えて、校長を含む管理職、生徒指導主事（担当者）、教育相談主任（担当者）、学年主任、保健主事、養護教諭、スクーカウンセラーなどからなる「危機対応チーム」を組織しましょう。平常時においては、危機管理の体制づくりや危機対応のマニュアルづくりなどを行います。平常時からの十分な準備がなければ、危機時に有効なアクションを起こすことはできません。

自殺の危険が高まったり、自殺未遂が生じた場合には、危機対応チームのメンバーに子どもとの関わりが密接である担任や部活動顧問などを加え、情報の共有、役割分担、基本方針の決定などを行います。また、誰が子どもや保護者と直接関わるのが適切かを状況に応じて見きわめ、その人（キーパーソン）を中心としてチームで対応していきます。

2) 危機対応の流れ

「危機対応チーム」を中心とした自殺の危機への対応の流れを、図表3-3 に示しました。実施にあたっては、対応の方針や役割分担に基づき、緊密に「報告・連絡・相談」を行うことを心がけましょう。また、情報は不十分、不完全であるという前提で希望的観測を慎み、必要な対応を先送りせずに迅速な対応を組織的に進めることが大切です。なお、アプローチの中身はさまざまなので、第6章の事例も参考にしてください。

図表3-3 自殺の危険が高まった場合、および自殺未遂への対応の流れ

- ・誰かが自殺の危険に気づく（例：遺書を残して行方不明、深刻な自傷行為、保護者から自殺の危険の連絡 など）
- ・自殺未遂が起きる



- ・当該児童生徒の担任、学年主任、生徒指導主事、教育相談主任、養護教諭への連絡
- ・保護者への連絡
- ・校長への報告 ・校長から教育委員会への第一報（状況報告）



- ・多方面から情報を集める。
- ・事実と推測、判断を区別する。
- ・状況をまとめ、以後の対応経過を記録する。

「危機対応チーム」の招集

<メンバー：校長を含む管理職、生徒指導主事、教育相談主任、学年主任、保健主事、養護教諭、スクールカウンセラー など>

①緊急ケース会議の実施：上記メンバー＋問題の発見者＋学級担任

（当該児童生徒の状況把握、自殺の危険性についての協議、影響を受ける可能性のある子どものリストアップ など）

②保護者との連携（情報共有と相談）

③外部への対応の一本化

④具体的対応策の決定

（関係教職員の役割確認、「誰が、何を、いつ」するのかを決める、捜索が必要な場合の警察との連携、必要に応じ学校医や医療機関との連携 など）



- ・「このまま手を打たなければ、どんな問題が起こりうるか」と考える。
- ・不測の事態を想定した対応方針を用意する。
- ・状況をまとめ、以後の対応経過を記録する。

- ・臨時職員会議：教職員間での情報と理解の共有
- ・教育委員会への連絡（必要があれば支援を要請）



対応の経過の確認と評価（場合によっては、対応方針と対応策の見直し）



- ・活動終了までの記録の整理
- ・臨時職員会議：教職員間での全体経過についての確認
- ・教育委員会への報告

まとめ

教師は、自殺予防のさまざまな場面で重要な役割を果たしています。しかし、個人の力だけでは深刻な悩みを抱えた子どもに対処していくには限界があります。多面的な理解に基づいたきめ細かな対応を進めていくには、学校におけるさまざまな役割を担った教職員の間で十分な連携を図ることが不可欠です。また、実際の危機に対応するには、学校外の関係機関との協力関係を築いておくことも必要です。本章では、自殺予防のための校内体制をどう築いていくか、危機に際しての対応をどう進めるか、ということについて説明しました。

強調しておきたいのは、ひとりで抱え込まないでチームとして関わるといことです。そして、困難な問題に組織として取り組んだその経験を学校全体で共有することです。それをもとに、個々の学校現場で、自殺予防のためにどのような校内体制をつくることができるか検討していくことが望まれます。

コラム③

自殺予防について、教師のできること・できないこと

いじめや自殺が起こると、マスコミは「なぜ発見できなかったのか」「どうして防げなかったのか」と教師の責任を追及します。しかし、「それ以上に、生徒の自殺の危険に早期の段階で気づいて、教師が適切な救いの手を差し伸べている場合が圧倒的に多い」と、ある精神科医も指摘しているように、実際には教師の誠実な態度が多くの子どもの自殺を防いでいるのです。

教師は子どもにとって身近な大人のモデルです。「先生、なぜ人は生きていかなければならないの」と問われたとき、真摯にその問いを受けとめ、長所もあれば短所もある生身の人間として、自分の言葉で答えることが大切です。そのためには、教師自身が自殺や死に対する自らの価値観を確認する機会をもつこと、そしてできれば、「人生そう捨てたものじゃないよ」と言えるように自らの経験を広げていくことが必要です。

しかし、なかには防げない自殺もあります。教師は自分の限界を知りつつ、できるところで精一杯子どもに関わっていくことが大切なのではないでしょうか。専門性とは、「自分のできないことが何かを知っていること」と言われます。自分の限界を知らずに万能感を抱いて子どもに関わることは、「共倒れ」という最悪の結果を招きかねません。そうならないためには、難しい問題にはチームで関わることです。問題を一人の教師が抱えこむのではなく、できるだけ多くの教師が組織的に関わることで、柔軟な子ども理解や丁寧な対応も可能となります。「三人寄れば文殊の知恵。一人でできないこともチームであれば何とかできる。困ったことがあればどんどん相談する」と協働することの有効性や楽しさを教師自身が知り、子どもに伝えていくことは、教師自身のメンタルヘルスの観点からも、子どもの自殺予防の観点からもとても大切なことです。

日常ちょっと愚痴をこぼしたり、困っていることを気軽に相談し合える職場の人間関係を築くことができれば、職員室は教師にとっての「心の居場所」となるでしょう。そうすれば子どもたちも、苦しいときもあれば楽しいときもある、弱音を吐いたり相談することは恥ずかしいことではない、助けあうことで何とかできる、ということを実感していくのではないのでしょうか。教師にとっても、子どもにとっても「心の居場所」となるような学校づくりを目指していくことが、学校における最も本質的な自殺予防であるように思われます。